

子育てのための施設等利用給付認定現況届の提出について（幼稚園利用者）

現在、施設等利用給付認定（新２号認定）を受けている方を対象に保育の必要性の現況確認を行いますので、以下のとおり手続きをお願いいたします。

書類は、在籍園が定める期限までに園にご提出ください。なお、園への提出が間に合わない場合は、こども支援課（41 番窓口）に令和 7 年 12 月 19 日（金）までに直接提出をしてください。

※郵送可（当日消印有効）送付先は右下、問い合わせ先をご参照ください。

現況届の提出がない場合、施設等利用給付認定の継続ができなくなり償還払いを受けることができなくなりますので必ずご提出ください。

書類	提出が必要な方
施設等利用給付認定現況届	全ての方（世帯で 1 枚提出が必要です） ※令和 7 年（2025 年）10 月 1 日時点の状況を記載してください。
保育の必要性を確認する書類	全ての方（保護者それぞれの書類が必要です） 就労以外の要件の場合は、「令和 7 年度子育てのための施設等利用給付認定現況届」の保育を必要とする理由の必要書類をご確認いただき書類をご用意ください。 （介護状況申告書、就学状況申告書、求職活動・起業準備に関する誓約書については幼稚園に配布をしています。必要な場合は各園にお問い合わせください。）
子育てのための施設等利用給付（保育）認定・変更申請書	現在の認定から保育の必要性の事由が変更になる方 書類は、幼稚園に配布をしていますので、各園にお問い合わせください。

※各種書類は、こども支援課窓口または、鎌倉市ホームページから取得することも可能です。

鎌倉市ホームページダウンロード先 URL：<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/hoiku/youken.html>

【注意事項】

・現況届提出後に保育を必要とする理由が変更になる場合は、速やかに「子育てのための施設等利用給付（保育）認定・変更申請書」及び保育を必要とする理由がわかる書類をご提出ください。

・就労証明書等の保育の必要性を証明する書類は必ず保護者分を添付してください。また、保育所等の入所申込み等で就労証明書を提出する場合は、施設等利用給付認定の現況届にはコピーを添付してください。保育所等の入所申込みに原本をお使いください。

必ず原本をいずれかの申請で鎌倉市に提出をしてください。また、こちらではコピーはお取りできませんので、必要な場合は事前にコピーをお取りください。

【問い合わせ先】

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

鎌倉市役所こどもみらい部こども支援課

TEL 0467-23-3000 内線 2652

Mail mirai@city.kamakura.kanagawa.jp